

創刊 Interview

環境省における

化学物質管理政策とその取り組み



(高橋氏)

環境省 総合環境政策局 環境保健部 環境安全課 高橋 一彰 氏

環境省 地球環境局 地球温暖化対策課 フロン対策室 藤田 宏志 氏

環境省 総合環境政策局 環境保健部 環境保健企画管理課 化学物質審査室 百瀬 嘉則 氏

本年5月、日本で開催された伊勢志摩サミットはまだ記憶に新しい。サミットへ先立つ同月の環境大臣会合では、「持続可能な開発目標」(SDGs)を核とした諸課題の共有化、継続した対応、取り組みの活性化など、基本的なビジョンが提示された。具体的な成果としては、代替フロン規制の合意など、報道を目にされた方もおられるかもしれない。本誌のテーマである化学物質管理についても、重要な議題として扱われている。

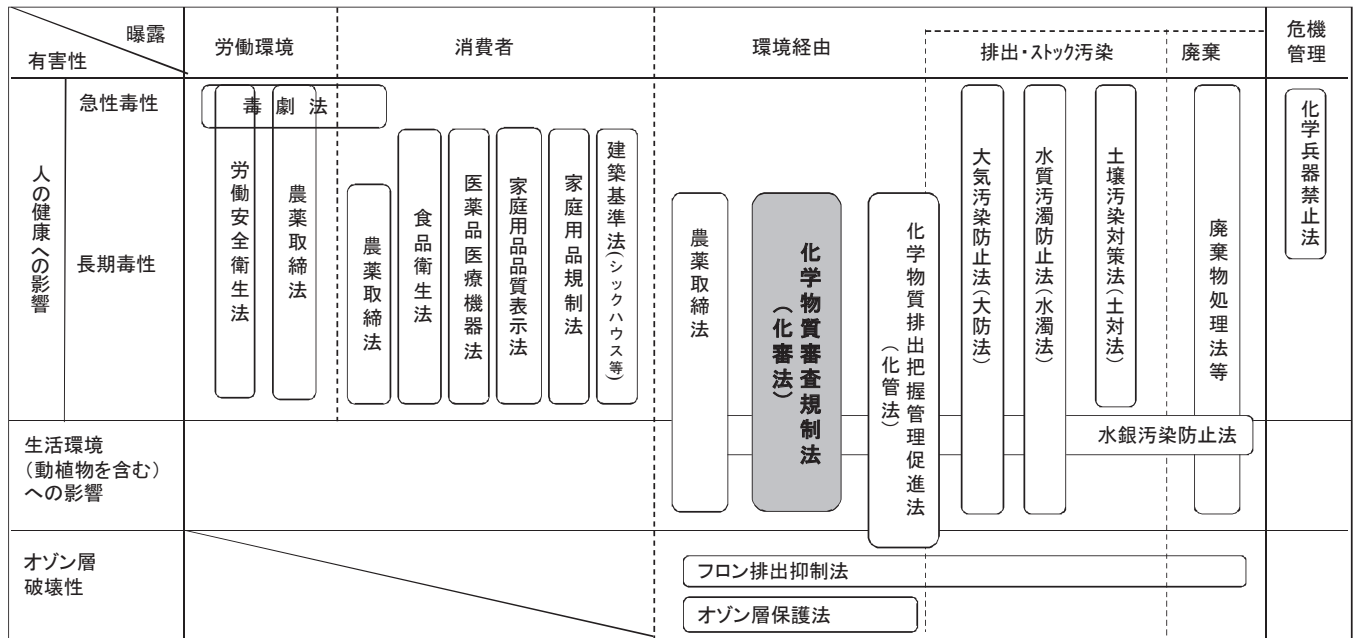
これらの国際的な取り組みはもとより、化学物質管理行政において、環境省では何をどのような考え方で進めようとしているのか。今般の会合での結果をはじめ、本号では特に、化審法・化管法やフロン排出抑制法や大気汚染防止法の動向、またアジアにおける化学物質政策について、前線で尽力なされている高橋氏、藤田氏、百瀬氏に話を伺った。

環境省所管の化学物質関連法規

—— 本日は宜しくお願ひ致します。はじめに貴省で取り扱っている、化学物質に関連する法律や規制の概要をお教えてください。

高橋 図表1を参照下さい。ここに化学物質にまつわる法体系として、どんなものがあるのかをまとめています。暴露経路として、主に労働環境、消費者、環境経路の3つがあるのですが、環境省が主に所掌してい

るのは環境経路部分の法律となっています。例えば化審法や化管法であったり、排出源からの規制という意味で大気汚染防止法や水質汚濁防止法、あとは廃棄物の処理という意味では廃棄物処理法も含まれてくることとなります。それから最近ですと温暖化対策として、フロン排出抑制法やオゾン層保護法といったものに関わっています。



図表 1 我が国の化学物質管理における化審法の位置付け

— ありがとうございます。いま、お示し頂いた法律で改正の動きやトピックの内容がありましたら、お聞かせください。

高橋 化審法は現在、見直しの時期に来ていまして、これまでの法施行状況の確認や今後の課題などについて抽出をしているところです。

百瀬 化審法について私から少し補足致します。すでにこれまでのインタビューでお聞きになっているかと思いますが、平成 21 年に改正化審法が公布され、その付則に施行 5 年を経過した際の見直し規定がありました。今年 4 月で全面施行から 5 年ということなり、昨年 8 月から関係省庁の厚生労働省や経済産業省と共に施行状況検討会を設置し、施行実施についての予備的な点検や課題整理などを行い、今年の 3 月に報告書を取りまとめました。今後この報告書を踏まえて三省で連携して、さらなる検討を進めていきます。

— 化審法以外で最近動きのあるものはありますでしょうか。

高橋 化管法について、前回の見直しから 7 年位経過しておりまして、化審法などの状況にもよりますが、施行状況の把握などはこれから必要になってくるかなと思っています。

それと昨年法改正が施行されたフロン排出抑制法の中で、漏洩量の報告制度というものがあまして、昨年度分の報告が今年度から届け出されるようになっていきます。

— ありがとうございます。フロン法についてはまた後ほど伺いたしたいと思います。先ほど化審法の見直しに関してお話がありましたが、貴省での主な役割についてお聞かせください。

百瀬 環境省では動植物への生体影響の審査、評価といったことや一般環境中のモニタリング関連を主に担当しております。

— 化学物質の審査に関し、事業者への注意喚起や審査シートなど、リスクコミュニケーションが大切になってきているという声を聞きます。今回の見直しで

11. 有害性情報
・急性毒性 ^b ・皮膚腐食性及び皮膚刺激性 ^b ・眼に対する重篤な損傷性又は眼刺激性 ^b ・呼吸器感作性又は皮膚感作性 ^b ・生殖細胞変異原性 ^b ・発がん性 ^b ・生殖毒性 ^b ・特定標的臓器毒性、単回ばく露 ^b ・特定標的臓器毒性、反復ばく露 ^b ・吸引性呼吸器有害性 ^b ・その他 ^c 吸入、経口摂取、皮膚、眼接触などの異なるばく露経路に従って示す
12. 環境影響情報
・生態毒性 ^b ・残留性・分解性 ^b ・生体蓄積性 ^b ・土壌中の移動性 ^b ・オゾン層への有害性 ^b ・他の有害影響 ^c
13. 廃棄上の注意
・残余廃棄物 ^b ・汚染容器及び包装 ^c
14. 輸送上の注意
・国際規制 ^c (「国連番号 ^c 、品名(国連輸送名) ^c 、国連分類(輸送における危険有害性クラス) ^c 、容器等級 ^c 、海洋汚染物質(該当・非該当) ^c 、MARPOLによるばら積み輸送される液体物質(該当・非該当) ^c ・国内規制 ^c (輸送又は輸送手段に関する特別の安全対策 ^c 、応急措置指針番号 ^c)
15. 適用法令
・法令の名称を含む関係法令情報 ^a (化管法 ^a 、安衛法 ^a 、毒劇法 ^a 、火薬類取締法 ^c 、高圧ガス保安法 ^c 、消防法 ^c 、化審法 ^c 、船舶安全法 ^c 、航空法 ^c 、海洋汚染防止法 ^c)
16. その他の情報
・安全上重要であるがこれまでの項目名に直接関連しない情報・引用文献・その他・記載内容の問い合わせ先

1.6 作業場内の表示

化学品を分類した結果、危険有害性クラスおよび危険有害性区分に該当した化学品を作業場内で取扱うときは、化学品の危険有害性に関する明確な情報の伝達が作業場内においても徹底しなければならない。また、作業場内で用いられる化学品の危険有害性に関する情報の内容について、化学品を取扱うものが理解できるよう周知されなければならない。

一般に作業場に供給された容器に貼付されたラベルを作業場内でもそのまま貼付しておき、作業場内でラベル情報を活用できるようにする。また、作業場に供給された容器以外の容器を用いる場合は、その容器にもラベル情報を表示し、ラベル情報を活用できるようにする。

作業場で使用する容器にラベルを貼付することが困難である場合には、作業場にラベルに記載された情報を掲示したり、作業場にラベルの一覧を備え付ける等の方法で代替することができる。

2. GHSによる情報伝達

2.1 日本の対応

2.1.1 GHS関係省庁連絡会議

「はじめに」で述べたように、GHSは、その内容の実施に強制性はない。日本では、GHSを日本国内に導入するために、2001年にGHS関係省庁連絡会議が設置され、様々な施策が採られている。GHS関係省庁連絡会議は、現在、内閣府消費者庁、総務省消防庁、外務省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、国土交通省、環境省、GHS専門家小委員会委員で構成されており、独立行政法人製品評価技術基盤機構、一般社団法人日本化学工業協会、GHS専門家がオブザーバーメンバーになっている。現在、GHS関係省庁連絡会議では、国連GHS文書の邦訳、GHS専門家小委員会での議題に対する対処方針決定、その他GHSに関する情報交換等が行われている。

2.1.2 GHSに関係する法令

2005年に安衛法が改正され、化学品の分類と表示、SDSに一部GHSが導入された。関連する変更点は、物理化学的危険性を有する化学品も表示および文書提供の対象に追加されたこと、危険有害性の分類および表示をGHSに準拠させたことである。この改正は、2006年12月1日に施行された。

さらに、2012年の労働安全衛生規則の改正により、譲渡・提供する際に、ラベルによる表示、SDSの交付が義務となっている化学品に加え、危険有害性を有するすべての化学品についてラベル表示、SDSの交付が努力義務とされた。ラベル表示が義務となっている化学品に対し、これに違反した場合は6か月以下の懲役または50万円以下の罰金が科せられている。努力義務の対象となる化学品については罰則規定がないが、本法律の目的、すなわち労働災害の防止という観点からは、努力義務であっても表示を確実に実施すべきである。

また、2012年、化管法に係る「指定化学物質等の性状及び取扱いに関する情報の提供の方法等を定める省

令」の改正、並びに「指定化学物質等取扱事業者が講ずべき第一種指定化学物質等及び第二種指定化学物質等の管理に係る措置に関する指針」の改正があり、化管法に基づいて提供すべき指定化学物質等の性状及び取扱いに関する情報について、新たにラベル表示による情報提供を行うこと、またその他の危険有害性を有する化学品についてもラベル表示、SDSの交付が努力義務とされた。

さらに、毒劇法においては、GHS対応が義務や努力義務とはされていないが、GHSに対応した分類、ラベル表示およびSDSによる情報伝達を推奨している。ただし、毒劇法では、GHSで求めているラベル要素（「医薬用外毒物」や「医薬用外劇物」の表示や毒物または劇物の含量表示など）、また、SDSへの必須記載事項があるので注意が必要である。

2.1.3 GHSに関するJIS

2.1.3.1 SDSに関するJIS

SDSに関するJISは2000年にISO 11014:1994に準拠して、JIS Z 7250:2000「化学物質等安全データシート(MSDS)-第1部:内容及び項目の順序」として制定された。JIS Z 7250:2000は2005年にGHS初版に対応させるために改正され、JIS Z 7250:2005が制定された。この改正では、GHSのSDS様式に合わせ、第2項と第3項の順序を入れ替えられた。記載内容もGHSの記載要件に合わせ、追加された。2010年にGHS改訂3版に基づく改正が行われ、さらに、2012年、GHS改訂4版に基づいて作成されたJIS Z 7253:2012「GHSに基づく化学品の危険有害性情報の伝達方法-ラベル、作業場内の表示および安全データシート(SDS)」の中に取り込まれ、JIS Z 7250は廃止された。なお、本JIS Z 7253:2012において従来用いられていた「製品安全データシート」、「化学物質等安全データシート」、「MSDS」という呼称は、国際整合の観点から、GHSで用いられている用語と統一され、「安全データシート」、「SDS」に置き換えられた。

2.1.3.2 表示に関するJIS

表示に関するJISは2006年にGHS改訂初版に基づきJIS Z 7251:2006「GHSに基づく化学物質等の表示」として制定され、2010年にGHS改訂3版に基づいて改正された。さらに2012年にJIS Z 7253:2012に取り込まれ、JIS Z 7251は廃止された。

2.1.3.3 分類に関するJIS

GHS分類のためのJISは2009年にGHS改訂2版に基づいて、JIS Z 7252:2009「GHSに基づく化学物質等の分類方法」として制定された。本JISでは、健康有害性及び環境有害性の分類方法が規定されていた。その後、2014年に、JIS Z 7252:2014「GHSに基づく化学品の分類方法」として改正された。改正JISでは、国連GHS文書改訂4版に基づいている。また、物理化学的危険性に関する分類方法も規定され、GHSに基づくすべての危険有害性分類が網羅された。

GHSにおけるBuilding Block Approachの取扱いや混合物分類における成分濃度限界値の二重基準の日本における取扱いも、このJISによって定められている。本JISでは、国連GHS文書に記載されている急性毒性区分5、皮膚刺激性区分3、吸引性呼吸器有害性区分2は採用していない。したがって日本では、化学品がこれらの分類区分に該当する危険有害性をもつ場合は、いずれも区分外となる。また、健康に対する有害性において濃度限界値の二重基準があるクラスに関しては、いずれも国連GHS文書に記載された二つの値のうち、高い方の値を日本における分類の濃度限界値としている。ただし、混合物中の成分が、低い方の値以上含まれている場合は、その成分に関してもSDSに成分名、濃度または濃度範囲、化学品としての区分等、混合物としての記載事項を記載する。

なお、2016年12月31日までは、旧JIS Z 7252:2009に従って分類してもよいことになっている。

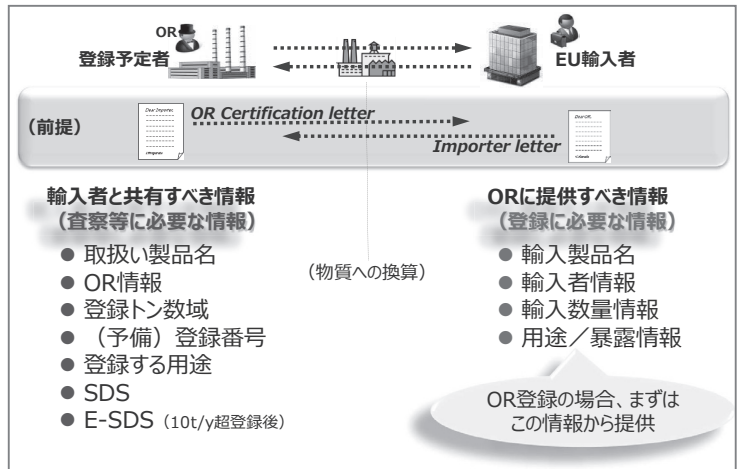
2.1.3.4 情報伝達に関するJIS

2012年にJIS Z 7253:2012「GHSに基づく化学品の危険有害性情報の伝達方法-ラベル、作業場の表示お

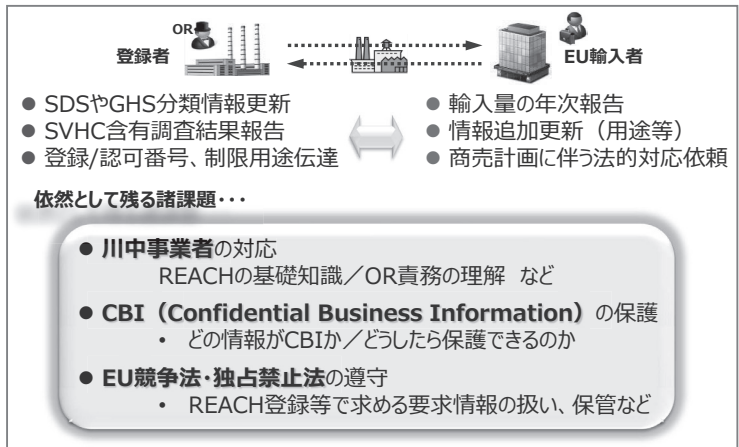
報を含むものなど、情報交換ができる以前の課題も多く、現時点においても関係事業者が苦勞して対応している例も多いと思われる(図表 11)。

繰り返しになるが、REACHで求められている情報はあくまでも登録物質そのものに関する情報であって、その物質が関与する混合物の全成分組成比率や、1トン未満の物質に関する情報は基本的には要求されていない。この交換すべき情報をきちんと認識しておかなければ、たちまちサプライチェーンでの情報交換そのものに混乱を招き、本来情報交換すべき情報の伝達速度にブレーキをかけてしまうことになる。

REACH運用当初、欧州域外の原料サプライヤー、特に日本の化学物質製造事業者は、いわゆる「保険的な」予備登録を数多く実施したのではないだろうか。予備登録では大きな情報要求もなかったため、比較的容易にそれを実施できたが、いざ本登録となると、大きな労力とコストの負担を強いられるため、予備登録をすることで登録猶予が与えられる期限の前になって改めて本登録の実施有無を検討することになる。つまり、該当物質の登録自体が、自分たちの欧州ビジネスには何ら影響のないものであれば、登録する価値を見いだせないという判断をする会社が増えると予想される。一方、同一サプライチェーンの中には現商流による商売をビジネス上重要と位置付けている会社もある。仮に、川上のサプライヤーが本登録を断念した場合、サプライチェーン川下に位置するメーカーであってもREACHの本登録を実施せざるを得ない場合も出てくる。このケースでは、川上サプライヤーへの登録の再プッシュ、あるいは新たなOR選定作業、もしくは既にREACH登録物質を有しているサプライヤーからの原料購入など、検討項目がいくつも出てくることになる。従って、川上事業者がREACH登録を断念する場合を想定し、川上事業者への登録意思の確認は、早ければ早いほど、挽回策を考えやすい。



図表 10 ORによる登録の場合の、OR⇄輸入者間の情報交換



図表 11 登録後の情報交換と課題

10. 本登録後の維持管理

-輸入者及びORの必要な対応/OR変更は可能?-

図表 11 にも示しているように、本登録が終わった後で、その登録に関する維持管理が必要になるのもREACHの大きな特徴と言える。その維持管理すべき内容は、毎年の年間輸入数量(登録対象物質としての数量)記録、対象物質毎のREACH対応状況(その時点で予備登録段階なのか、本登録が完了したのか、その予備登録番号あるいは登録番号は、登録をカバーしているORは、など)、あるいは、トン数帯の変更がある場合の追加情報(安全性データやリスク評価の結果とリスク管理措置などの追加情報)整理等がある。また、SDSや製品ラベルについても常に最新情報に維持して

おくことも大切な維持管理項目である。特に年間輸入数量(集計は前年の1月から12月。日本の4月～3月会計とは異なる)は、輸入者からの情報が回収できるまでに時間がかかる場合が多いため、早めの対応開始が重要である。また前述したように、これらの情報は当局への提出を義務化されてはいないが、査察があった場合チェックされる重要な項目であり、査察が抜き打ちに近い形で実施されるケースがあるとの情報もある中で、情報収集や更新は常に意識しておくべき事項である。登録後のREACH遵守状況情報の最新化を図表12にまとめた。

図表 12 登録後のREACH遵守状況情報の最新化

伝達・報告事項	OR / 指名会社への報告・連絡・相談	備考
年間輸入量	<ul style="list-style-type: none"> 物質換算で前年1～12月 報告形式はORと協議 	OR 査察に重要 Importer letter と共に保管
製品SDS	<ul style="list-style-type: none"> 輸入者受領SDSと同じものを提供 SDSが存在しない場合は、その理由 SDSが秘匿の場合は輸入者と協議 	同上 査察官はまずSDSチェック
その他の情報提供	<ul style="list-style-type: none"> 登録トン数域を超える計画はOR事前報告 新規用途の発生時にOR報告・相談 連絡先・担当者変更など 	登録更新情報は商売継続上も重要
ECHA追加情報要求	<ul style="list-style-type: none"> ORと協議、期限内に対応が義務 	予算外出費覚悟?
最新情報要求(対川上川下)	<ul style="list-style-type: none"> 登録状況/登録計画状況の確認 登録番号・認可番号 物質情報(特に新ハザード)の有無等 	積極的に取りに行く方が賢明
備考	<ul style="list-style-type: none"> OR指名レター・Importerレター・各種契約書などの保管確認 	

また、欧州域外企業がORを指名して登録している場合、本来輸入者が管理すべき情報はORも同様に管理すべき情報となる。特に登録を実施した欧州域外企業と輸入者の間のサプライチェーンが長い場合や複数の輸入者が存在する場合は、ORへ登録物質の輸入数量を報告すると同時に、輸入者ごとの輸入数量を合算し、ORへ伝達するなどの作業も生じる点を考慮に入

れておくべきである。

ORの変更、例えば、予備登録時に指名したORを本登録の際に変更することは可能である。変更手続きについての法文等による規定はないが、従来のORとの契約の再確認を行いつつ、変更前後のOR双方で、REACHコンプライアンス遵守に必要な情報を引き継げるように調整しなければならない。ORによっては独自に管理したい項目範囲が広い場合もあるため、OR変更時には情報管理面での認識も新たに統一しなければならない場合もある。

11. REACH規則におけるその他の留意点

11.1 登録免除について

REACHには登録が免除される物質がある。これには付属書のIVとVを参照し、対象とする物質がREACH登録の免除規定を満たしているか否かを精査する必要がある。該非の判断に迷うケースには、ガイダンス文書「Guidance for Annex V Exemptions from the obligation to register」を参照することが有効である。

REACHでは多くのガイダンスが発行されている。これらは法的拘束力がないとされているものの、法文で明記されていない対応方法や判断のヒントが得られる貴重な情報源であるし、ECHAの発行物であるので該非判定には重要な根拠となる。

因みに、登録免除規定判断以外でも、REACH規制では対応の判断がすっきりとできない場合に直面することはままある。例えば、欧州への輸出製品が成形品か否かの判断がつかないような場合、自分達の判断、およびそれを支持し得るあらゆる根拠情報をガイダンスをフルに活用して文書等にまとめておき、その結論を輸入者と共有化し、認識を統一しておくといよい。

11.2 物質情報の更新について

REACH規制や後述するCLP規制においては、SVHCや認可対象物質等の追加や、分類表示情報の更新などが、随時行われる。加えて、SVHCのように新たな規制物質の追加情報だけを追うのではなく、登録された

～ 海外化学物質タイムリーレポート～

第3回 インドネシアにおける 工業化学品規制の動向

Lukuman Hakim (ルクマン ハキム)

邦訳: HS-TECH ENGINEERING Co., Ltd

1. 化学物質関連法規の概要

インドネシアでは有害及び毒性物質の政府規則 No. 74/2001 において、有害性及び毒性物質を、当該化学物質の特性及び量が直接/間接的な汚染を引き起こす場合、生活環境に有害である場合、あるいは生活環境、

人及びその他の生物の生存に有害である場合と規定している。以下、当国における工業化学品規制の概要を述べる。

1.1 工業化学品に係る主な法令

化学物質に係わる主な法令を図表 1 に示した。

図表 1 化学物質に係わる主な法令

No	規制	概要
1	Government Regulation 74/2001 政府規制 74/2001	新規及び既存化学物質の分類/申告、梱包、使用及び市場における規制、禁止事項
2	環境省規則 No.3 (2008)	化学品へのラベル貼付
3	工業省規則 No. 87/M-IND/PER/9/2009	GHS 関連規制
4	貿易大臣規則 No. 44/M-DAG/ PER/9/2009	有害物質の供給、流通、モニタリング
5	Directorate General of Land Transportation Decision Letter No. SK 725/AJ.302/DRDJ/2004 地上輸送局長決定通知 No. SK 725/AJ.302/DRDJ/2004	路上における有害性物質及び毒物の輸送
6	Decree of Minister of Industry No. 23/M-IND/ PER/4/2013 工業大臣決定 No. 23/M-IND/ PER/4/2013	GHS における分類及びラベリングに係わる工業大臣決定 (改訂版) No. 87/M-IND/PER/9/2009

3. 顧客対応事例

3.1 情報整備のポイント

製品に含まれている化学物質など必要な情報をすぐに取り出して使用できるようにしておくことは、顧客からの問い合わせや調査依頼などに対応するために効果的である。顧客への円滑な調査回答を目指す企業においては、禁止物質や報告物質について自社製品を構成する部品や材料等を管理する基準(管理基準)に基づいて取引の前に供給者と合意形成を行い、供給者から情報を入手して化学物質データベースを整備することが日常業務として行われている。法令や業界標準の最新情報などの管理を適切に実践している供給者を選定することにより、管理基準で定められた化学物質の含有に関する最新情報の入手を可能にしている。日々最新情報が整備される化学物質データベースから提供情報を作成することにより、最新の情報を顧客へ提供することを可能にしている。

このように化学物質データベースは企業における管理基準に基づいて構築されているため、Excelシートにデータを入力し、Excelファイル名やフォルダ名を工夫してデータベースとして構築されているものやOracleなどのデータベースを利用したものなど規模や種類は様々である。データベース項目については管理基準に必要なものが設定されていれば十分であるが、データベース項目を変更することは影響が大きい場合が多いので少し将来のことなども考慮して検討することをお奨めしている。筆者はJGPSSIシステムワーキングなどの委員やJAMP AIS作成技術委員長を務めていた関係で、chemSHERPAのフォーマットやツールなどの開発にも携わってきている。サプライチェーン情報伝達の主流と考えられているchemSHERPAにおける成分情報などの伝達項目の中から主なものを化学物質データベース項目の参考のため以下に示す。

製品品番 (Product number)

成分情報の対象となる製品品番

製品名 (Product name)

成分情報の対象となる製品名

製品重量 (Mass of Product)

成分情報の対象となる製品の製品質量とその単位
対象エリア (Subject area)

対象とした「エリア」(例えば、IEC62474)

階層/名称 (Level/ Name)

成分情報の対象となる製品が「複合化された成形品」の場合、階層情報/部品名。階層情報は、「購入された成形品名」/「原部品の成形品名」になり、サプライチェーンの途中の成形品名は“中抜き”される。「原部品」の場合は空欄

階層/員数 (Level/ Quantity)

各原部品の投入量。小数になることがある

部品/名称 (Component/ Name)

「原部品」の部品の名称

部品/員数 (Component/ Quantity)

成形品における部品の員数

材質/用途 (Material/ Usage)

材質の用途。材質コード化されている

材質/分類記号 (Material/ Classification Symbol)

当該材質の分類記号

材質/名称 (Material/ Name) 材質の名称

材質/質量 (Material/ Mass) 材質の質量

材質/単位 (Material/ Unit)

材質の質量の単位。μg, mg, g, kgのいずれか

材質/公的規格 (Material/ Material code of public)

JIS、ANSI規格、BS、DINなど

材質/コメント (Material/ Remarks)

材質に関する任意のコメント

物質/物質 (Substance/ Substance)

管理対象物質を成分情報の報告閾値以上含有する場合には、物質の英語名称

物質/CAS番号 (Substance/ CAS No.)

管理対象物質を成分情報の報告閾値以上含有する場合には、物質のCAS番号

物質/材料あたり最大含有率(%)

(Substance/Maximum Content rate per materials)

管理対象物質を成分情報の報告閾値以上含有する場合には、物質の最大含有率。材質当たりの重量

濃度(成形品の場合)で物質の最大含有率の数値に幅がある場合は、原則として最大値
物質/コメント (Substance/ Remarks)
成分情報に関する任意のコメント

chemSHERPAは2015年10月からすでに運用が開始されている。情報伝達方法としてchemSHERPAの採用を供給者との間で合意形成した企業においては、購入する材料や部品に関するこれらの情報が供給者から提供されることになる。提供された情報を、例えばマクロを組んでExcelシートに読み込む、あるいはOracleなどのデータベースに読み込むことにより、化学物質データベースを使って製品名や含有している化学物質などの情報が簡単に検索可能になるので、日常業務の中で化学物質データベースを整備していくことにより、適切な供給者、材料や部品の選定、さらには環境配慮設計などへの有効活用が期待できる。

3.2 調査回答の実務

化学物質データベースの情報を基に、製品含有化学物質情報を顧客と合意した標準フォーマット(JGSSSI, JAMP, chemSHERPAなど)または顧客指定のフォーマットに従って作成し提供することが行われている。標準フォーマットの場合は、新製品開発の段階から作成準備を開始して、新製品を市場に出すときにはいつでも標準フォーマットによる調査回答ができるように準備を整え、顧客からの調査依頼に即答することにより顧客満足を実現している企業の例もある。

供給者からの情報提供、情報整備、調査回答の主な流れは、以下のようなものである。

- ① 供給者へ調査依頼(取引前に合意形成することにより依頼は省略することも可能)。
- ② 新規あるいはすでに提供されている情報に何らかの更新が生じた場合は速やかに情報を更新して最新情報を提供してもらう(取引前に合意形成することにより自律的に提供してもらうことも可能)。

- ③ 提供された情報を基に化学物質データベースを整備する(日常業務)。
- ④ 顧客より調査依頼を受けた、あるいは情報に更新が生じた場合は、化学物質データベースから速やかに最新情報を取り出して回答を作成して調査回答する。

3.3 法令を超える管理基準による顧客要求対応事例

製品含有化学物質管理を実践している企業においては、法令を順守するレベルの管理基準が多いが、中には環境に対する消費者等の注目が集まるにつれ、競合他社との差別化を図ろうとして、さらに製品環境コンプライアンスに注力する企業(特にグローバルに事業を展開している企業)も見受けられるようになってきた。差別化を図って事業を有利に展開するため、法令を順守するだけに留まらず、法令を超える条件やサービスを供給者に要求するなどのケースである。例えば、法令で定められている閾値よりさらに厳しい閾値で管理することを求める、あるいは法令では禁止されていない物質(例えばPVC、アンチモン、臭素、塩素、フタル酸類など)の含有を自主規制として禁止するなどである。

法令を超える管理基準への対応には、材料や部品の供給者の協力が欠かせないため、供給者に協力を働きかける必要がある。働きかけられた供給者も対応するためには、同様に自身の供給者に協力を働きかける必要がある。協力可能な供給者を選定しながらサプライチェーンを遡っていくことが続けられ、原材料供給者や化学品供給者まで到達している事例もある。選定された協力可能な供給者だけから構成されているサプライチェーンになるので、原材料、化学品、材料、部品などの製品やそれらを組み立てた製品などは、法令を超える管理基準による顧客要求に対応している。しかし一方、法令を超える管理基準への対応がそれほど簡単ではない場合もある。例えば、対応による負担が大きくなり取引にメリットが無くなってしまふなどの場